

## 高知県鳥獣被害対策クラウド整備委託業務 仕様書

## 第1 基本事項

## 1 目的

本委託は、市町村による鳥獣被害対策立案から実施・検証までのPDCAの高速化をするため、鳥獣被害・捕獲・防護柵・生息調査等の情報をクラウド上で一元化し、GIS・時系列での可視化・分析を可能とする。また、県・市町村の説明責任（根拠提示）を強化することを目的とする。

## 2 事業概要

近年、被害額はピークから減少したものの下げ止まりから再増傾向にあり、把握から対策実施のタイムラグや生息域拡大による被害多様化が課題となっている。本事業では、市町村から県に提出されている被害・捕獲・鳥獣被害対策防護柵設置に関する情報について、Webフォームを利用した情報収集へ移行し、情報一元管理DBとGIS（地図システム）、BIツールを用いて情報の可視化を図り、市町村における年次・半期の鳥獣被害対策の計画見直しの促進を図る。

## 3 システムの概要

## (1) システムの構成

高知県鳥獣被害対策クラウドサービス（以下、本システム）の構成概要を図1に示す。本システムは、本県職員が利用する「県庁DBシステム」および、DBに格納されているデータの分析やGIS機能を有した「県庁ダッシュボード」、市町村が本県へ報告する基礎情報を日々入力する「市町村入力システム」の3つから構成されることを想定している。各システムの機能要件については、第2 機能要件および、別途「高知県鳥獣被害対策クラウドサービス機能要件書（以下、機能要件書）」を参照すること。

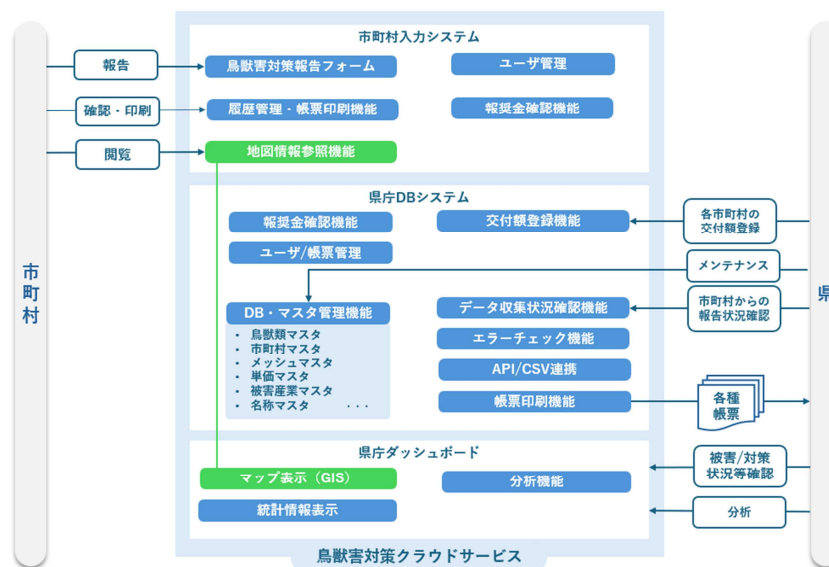


図1 鳥獣被害対策クラウドの構成概要

## 第2 機能要件

### 1 県庁 DB システム

- (1) 以下の情報を登録・編集・削除・履歴管理ができる機能を有していること。
  - (ア) 高知県鳥獣保護区等位置図上で区分されるエリアのメッシュ（以下、メッシュと呼ぶ）ごとの鳥獣生息状況（入力する獣種は県の統計情報（鳥獣統計）に沿った獣種とする）
  - (イ) 市町村ごとの森林・農地の面積
  - (ウ) 市町村が狩猟者に交付した金額
  - (エ) 各種マスタ（市町村マスタ・作物単価マスタなど）
  - (オ) ログインユーザの権限管理
- (2) 以下の内容についてチェック機能を有していること。
  - (ア) 被害情報について、各市町村のデータと本県が設定している金額と突合し、差がある場合にエラーチェックが行えること。
  - (イ) 市町村が作成し、保管している有害捕獲確認書の年間累積金額が交付額を超えている場合にエラーチェックが行えること。
  - (ウ) 有害捕獲確認書の支払日が交付決定日よりも前である場合エラーチェックがかかること。
  - (エ) 上記（ア）～（ウ）以外のエラーチェックについて、本県と協議のうえ、実装すること。
- (3) 各市町村から収集した情報を一覧で確認できる機能を有していること。
- (4) 各市町村からの報告（被害、捕獲、防護柵）内容の閲覧、承認、差し戻し等の管理ができる画面を有していること。
- (5) 市町村ごとに、狩猟者に対する報奨金（市町村独自の報奨金も含む）の交付状況を確認できる画面を有すること。
- (6) 以下の内容でデータ連携が可能なこと。
  - (ア) 鳥獣被害予防アプリ「けものおと」と CSV 連携が可能なこと。アプリ製造元と協議を行いながら事業を推進すること。なお、CSV の取り出しと追加は県が行うこととする。そのほか、連携するシステムについては本県と協議の上、本システムの仕様確定までに決定する。
- (7) メッシュ ID に紐づく以下のデータについての検索機能を有すること。また、検索結果を CSV に出力可能なこと。
  - (ア) 鳥獣生息状況
  - (イ) 市町村ごとの森林・農地の面積
  - (ウ) 捕獲実績
  - (エ) 被害情報
  - (オ) 防護柵設置情報
  - (カ) その他：本システムの県庁 DB が保有するデータの中で、要件確定までに必要性が認められたデータ

## 2 県庁ダッシュボード

- (1) 被害、捕獲等の情報を高知県鳥獣保護区等位地図上で可視化できること。
- (2) 時系列・空間分布の集計や分析が可能であること。
- (3) 地図上で選択したメッシュから以下の情報が確認可能であること。
  - (ア) メッシュ ID
  - (イ) メッシュが属する市町村名および地区名
  - (ウ) 防護柵の設置図面および対策費用、耐用年数（設置有効期限）
  - (エ) 市町村ごとの森林・農地の面積
  - (オ) 鳥獣生息状況
- (4) 地図上の各情報は以下の項目で表示可能であること。
  - (ア) 年次・月次
  - (イ) 鳥獣種ごと
  - (ウ) メッシュごと
  - (エ) 市町村ごと
- (5) 分析機能は次の要件を満たすこと。
  - (ア) 被害額と捕獲数の比較分析を行うこと。
  - (イ) 被害額に対する対策費用の比較分析を行うこと。
  - (ウ) 前年度と比較して被害の増加した地域の検出アラートを備えていること。
  - (エ) 前各号以外に必要な有効な分析手法があれば提案すること。

## 3 市町村入力システム

- (1) Web フォーム入力及び CSV 取り込みによる捕獲実績、被害情報、防護柵設置情報の登録・編集・削除および履歴管理ができること。
- (2) Web フォーム入力及び CSV 取り込みは、利用者による日次の情報入力に対応できるものとする。
- (3) Web フォーム入力時に狩猟者の個人情報が入力できないものとし、狩猟者の情報はあらかじめ割り当てられた狩猟者番号で入力、管理を行うものとする。  
なお、本システムで取り扱う狩猟者番号は要件確定までに本件担当者との協議によって定義するものとする。
- (4) CSV 取り込みは、指定様式を使用するものとする。なお、取り込み用の CSV ファイルには狩猟者の個人情報を含めないものとする。
- (5) メッシュ ID に紐づく以下のデータについての検索機能を有すること。また検索結果を CSV に出力可能なこと。
  - (ア) 鳥獣生息状況
  - (イ) 市町村ごとの森林・農地の面積
  - (ウ) 捕獲実績
  - (エ) 被害情報
  - (オ) 防護柵設置情報
  - (カ) その他：本システムの県庁 DB が保有するデータの中で、要件確定までに必要性が

認められたデータ

- (6) 以下の様式を Excel で出力可能なこと。
  - (ア) 財産管理台帳
  - (イ) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書
- (7) 画像ファイルや PDF ファイルなどのファイルのアップロードが可能なこと。
- (8) 県庁ダッシュボードを市町村入力システムから参照可能なこと。
- (9) 狩猟者に対する報奨金(市町村独自の報奨金も含む)の交付状況を確認できる画面を有すること。

### 第3 委託業務の内容

#### 1 システム構築業務

高知県鳥獣被害対策クラウドサービスに必要な一連の作業を行うこと。

##### (1) 開発

本県担当者から必要機能のヒアリングを行い、要件を確定すること。

##### (2) データセンター及びネットワーク

本システムはクラウドサービスで提供されることを前提としている。

クラウドサービスを提供するデータセンターは、以下の要件を満たすこと。

(ア) データセンターとして ISMS 又は ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)

(イ) システムを構成する機器については、単一障害によってサービス停止が発生しないように冗長構成となっていることが望ましい。

(ウ) 停電時等による電力供給の停止に備え、機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えること。

(エ) 不正な侵入を防止するため、適正な入退室管理を行うこと。

##### (3) データセットアップ作業

令和7年度および令和8年度の各種データ(捕獲実績、被害情報、防護柵設置情報)を初期データとしてシステムにセットアップすること。なお、データセットアップ作業場所については、高知県庁舎以外で行う場合は、データセットアップ作業場所申請(自由様式)を提出し、本県の承諾を得て行うこととする。

県が提供するデータを基に、セットアップに必要な項目の抽出やフォーマットの作成等必要な作業を行うこと。

なお、各種データの中でシステムにセットアップする項目の詳細については本県担当者と協議のうえ確定すること。

#### 2 システム運用業務

##### (1) システム操作研修業務

(ア) システム導入時に、システム利用者(市町村担当者)向け研修を最低2回実施すること。尚、時間については1回あたり1時間を目安とすること。

(イ) システム利用者への研修は、研修会場(集合)とオンラインのハイブリッドとし、参

- 加困難であるシステム利用者に対しては、後日アーカイブを提供するものとする。
- (ウ) 研修はシステム開発を担当した者が実施すること。
  - (エ) 操作マニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。
  - (オ) 県庁内で実施する際の利用者側機器やネットワークへの接続設備は、本県が中山間地域対策課鳥獣対策室に用意する。Web 参加者は、参加者自身がシステム利用環境を準備することとする。
  - (カ) 受託者が利用する機器等については実施者が準備する事とする。なお研修実施者のネットワーク環境も、機器同様に研修実施者が準備を行うこととする。その際に発生する費用も本見積に含むこととする。
  - (キ) その他操作研修について、必要有効な提案があれば併せて提案すること。

### 3 テスト運用期間の取り扱いについて

#### (1) テスト運用期間

令和9年3月31日までに2ヶ月程度期間を取ること

※テスト運用開始日は操作研修後とする

#### (2) ソフトウェア保守要件

(ア) すべてのソフトウェアは、サービス提供事業者またはメーカーが保守対象としている

(イ) バージョンを使用すること。サービスパックやパッチについては、セキュリティに関して重大な修正を含むものを、業務への影響を抑えつつ、できるだけ速やかに適用すること。

(ウ) 保守に必要な操作を極力自動化する等、保守費用を抑えること。

新システムについて、サービス提供事業者が窓口となり、システムの利用に支障がないように保守すること。なお、サービス稼働後の保守についても同様の要件を基本とする。

#### (3) システム復旧業務

システム障害又はセキュリティ事案が発生した場合、本県との協議に基づき、速やかに復旧作業に着手すること。その結果を本県に報告すること。

### 4 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、「高知県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (2) 業務を遂行するうえで、本県と受託者が共通認識を持ち、十分な協議を重ねながら業務を行うものとする。
- (3) 事業開始後に仕様書の内容に変更が発生する場合には、本県と受託者が協議のうえ、対応策を決定するものとする。
- (4) 受託候補者選定後、契約に向けた交渉において、企画提案の内容をもとに、具体的な履行条件や納期など、細部の調整を行うものとする。
- (5) この仕様書に定めのないものについては、本県と受託者が協議のうえ決定するものとする。

## 第4 委託業務の成果品

### 1 成果物の内容

受託者は、次に掲げる成果物を令和9年3月31日までに納品しなければならない。

- (1) パッケージシステム（ライセンス証書含む）
- (2) 操作マニュアル
- (3) 要件定義書
- (4) 総合テスト実施報告書
- (5) システム操作研修動画

### 2 形式等

- (1) 書類（紙媒体）は、A4判を原則とし、日本語表記のものを1部提出する。
- (2) 書類（電子媒体）は、CD-R又はDVD-Rにより1部提出する。
- (3) 成果物についてはウイルスチェックを行ったうえで納品すること。

### 3 納品場所

本県の指定する場所に納品する。

## 第5 契約不適合への対応

システムの本稼働日から起算し、1年以内に契約不適合と認められる不具合が生じた場合、受注者の責任において無償で修正しなければならない。また、修正する場合は、運用中の業務への影響を最小限に抑えること。